

# 総務常任委員会

平成23年2月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎伴 吉晴	○嶋田 善行	宮崎 和彦
紀 良治	飯高 昭二	木澤 正男
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	清水 建也
総 務 課 長	乾 善亮	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	谷口 智子	同 課 長 補 佐	安藤 晴康
企画財政課長	西川 肇	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
税務課長補佐	松岡 洋右	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	植村 俊彦	教委総務課参事	佃田 眞規
生涯学習課長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
同 係 長	平田 政彦		

## 4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、木澤委員

委員長 おはようございます。それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 皆さんおはようございます。特に今日は雪解けの中で、委員会を開くということでございます。特に、皆様方には、いろいろとお願いしてまいりました2月11日の斑鳩三塔健康走ろう会、あるいは斑鳩・法隆寺マラソンにつきましては雪の中でございましたので、中止をせざるを得ないということで、9時半に中止をさせていただきました。問合せとかいろいろございましたけれども、何のトラブルもなく一応終わったわけでございます。またそれと併せて今、斑鳩法隆寺駅前交番が建設中でございますけれども、その建設の中で国鉄の敷地でございましたから、残土物件の中に、石炭がら等があるということが掘削の中でわかりましてですね、それで検査をした結果は石炭がらの残土ではないと、一般廃棄物にはなりますけれども、そういう処置をしなければならぬと。日程的には3月の下旬で工期をあげるということですから、工事は今現在、進捗をしていますけれども、その石炭がら等の一般廃棄物、あるいはそういう関係等については、町でその部分を持ってほしいということでございますので、町としても、とにかくこういう処置をしていくということで、皆さん方には大変、補正の中で考えてまいりたいと思っております。特に今日はまた、継続審査の関係等につきましては、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査あるいは整備保存に関することについて、ということで、今、文化財活用センターについても、昨年で1万人を突破したということでございます。中宮寺の関係等について、こないだから展示をしまして、また、冬の展示会が3月の下旬に行われる予定をいたしております。そういう関係等については担当から詳しく説明をいたします。また、3月定例会の付議予定議案につきまして、2月25日から開かれます、議長にお願いをいたしまして、2月25日から開会予定の3月議会の関係等についてでございま

すけれども、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、この関係については担当から詳しく説明させますので、よろしく願いいたします。また、各課報告事項につきましては、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）等については、後はいろいろな問題、特に峨瀬自治会集会所につきましては、議員皆様方に大変ご心配をおかけしまして、1月14日付けで最高裁の判決が下りまして、全面的に町側の勝訴ということで、奈良地裁の1審の判決をとということで決まったわけでございます。そういうことで、委員の皆様方には大変ご心配をかけたと思いますけれども、こういうひとつの判決事例が出るなかで、全国的にも注目をされているということで、全国からも問い合わせ、あるいはまた弁護士からも、そういう内容等についての問い合わせがあるようでございます。あとは斑鳩町の行政組織規則の一部改正、あるいは臨時職員の賃金の一部改正について、当初780円を800円ということで申し上げましたが、800円に引き上げてまいりたいということでございます。

平成23年度税制改正大綱、これは地方税関係、特に今、国会が予算議会をやっておりますけれども、なかなかはかどらないと、その情報が入ってこないという状況でございます。あとはインフルエンザに伴う学級閉鎖について、あるいは平成23年新規事業等について、昨年の総務委員会等で、あるいは予算決算の中でもご指摘がありましたように、新しい新規事業等についてはお示しをするということでございますので、その点についてお示しをします。あとは統一地方選挙の日程についてということで、盛りだくさんでございますけれども、担当から詳しく説明をさせますので、よろしくご審査のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、飯高委員、木澤委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査の(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、継続審査（１）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告申し上げます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

お手元にお配りいたしております資料１－①をご覧ください。

平成２３年２月１３日（日）現在の斑鳩文化財センターの入館者の状況につきましてお示ししておりますが、資料の構成等につきましては、以前からご説明いたしておりますことから省略をさせていただきます。

はじめに、「１ 通常開館（平成２２年３月２９日（月）から平成２３年２月１３日（月）まで）」の入館者数は、合計６，８３８人、この期間中の開館日数２０８日、１日あたり平均入館者数約３３人となっております。

なお、この期間中における平日の入館者数は３，４９５人、開館日数１３０日、１日当たりの平均入館者数約２７人、また、土・日・休日の入館者数は３，３４３人、開館日数７８日、１日当たりの平均入館者数約４３人となっております。

次に、資料の「２ 春季特別展 国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」、「３ 夏季企画展 上宮遺跡展」及び「４ 秋季特別展 斑鳩の古墳展」における入館者数等の状況につきましては、これまでの総務常任委員会でご報告させていただいておりますとおりでございます。

次に、資料の一番下の「５ 入館者総数（特別展・企画展を含む。）」をご覧ください。昨年３月２０日開館以来の入館者等の状況についてお示ししておりますが、平成２３年２月１３日（日）現在の入館者総数は１２，３３１人、開館以来２７９日間開館、１日当たりの平均入館者数約４４人となっております。なお、この期間中における平日の入館者数は５，１４３人、開館日数１７５日、１日当たりの平均入館者数約２９人、また土・日・休日の入館者数は７，１８８人、開館日数１０４日、１日当たりの平均入館者数は約６９人となっております。

続きまして、これまで秋の「いかるがの里文化芸術祭」の一環として、いかるがホール歴史資料室において開催しておりました、前年度に実施した発掘調査による出土品の展示会は、斑鳩文化財センターにおいて秋季特別展

を開催しておりましたことから、1月22日から史跡中宮寺跡より出土しました瓦の展示を中心とした「平成21年度実施町内遺跡発掘調査出土遺物展」を開催いたしました。なお、会期につきましては、当初2月6日までとしておりましたが、「いかるがの里法隆寺マラソン」への参加者にも、中宮寺跡を知っていただくいい機会となりますことから、開催期間を1週間延長し2月13日（日）まで開催いたしました。

次に、「冬季企画展 聖徳太子も見た壁画か?! 一法隆寺若草伽藍跡西方の調査出土品展一」を2月24日から3月29日までの34日間を会期として開催をいたします。この展示会は、平成16年度の法隆寺南大門の東側門前広場整備に伴い実施した発掘調査において出土いたしました飛鳥時代の出土品の展示を行うものであります。これらの出土品のなかには焼けた壁画片を含む壁土や瓦が多量に出土したことから、聖徳太子が建立した法隆寺が罹災したことを証明する重要な調査成果として当時大変注目されたものであります。調査後に行った未洗浄の遺物等の整理作業も済みまして、新たに確認できた壁画の破片もあることから、当展示会で公開することといたしました。もっともこれらの壁画の破片は、これまでと同様に大変小さな破片であることから、何が描かれているかがわかったということは特にございませんが、日本最古の寺院壁画として、重要な出土品が新たに加わったということがございます。平成17年度に史跡法隆寺旧境内において出土しました壁画片の展示会以後約5年ぶりの公開となり、当町の貴重な出土品を見学していただく絶好の機会でありますことから、多くの方々に見に来ていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

広報の方法としましては、既に町広報およびホームページのほうでお知らせしておりますが、今回も新聞社等の報道機関に対しまして通知を行い、ご紹介いただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

またこれまでの展示会でも行っておりますように、町内はもとより県内の市町村や主要な展示施設等にポスター・チラシを配布して、広くPRを図ってまいりたいと考えております。

また、この展示会期間中には、当展示会への理解を深めていただくため、斑鳩文化財センター映像ホールにおいて、調査担当者のミニ講演の開催を考えております。そして、この展示期間中に合わせ、3月12日（土）午後1

時からは、斑鳩町文化財活用センターの樋口隆康センター長、そして3月27日（日）午後1時30分からは、官学連携協定を結んでおります奈良大学の坂井秀弥教授を迎えまして、中央公民館にて歴史講座の開催を計画しております。これらの講座への参加者に対しましても、当展示会のPRを図るとともに、また逆に、展示会の見学者に対しましても講座への参加を呼びかけまして、相乗効果を得てまいりたいと考えております。

なお、展示会名につきましては、昨年12月に開催いたしました「斑鳩町文化財活用センター運営委員会」において、これまでの展示会名は展示内容がストレートに伝わるものの、その反面、硬い感じを受けるので、キャッチフレーズ的なものをつけてみてはどうか、というご意見を受けまして設定しております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

資料1-②をご覧ください。先の当総務常任委員会にてご報告いたしました通り、中心伽藍周辺において発掘調査を進めております。中心伽藍南域の調査位置図の①、②、④、⑤の調査区におきましては、南門推定地の調査区⑤では旧中宮寺池の堤塘を掘り下げて確認を行っておりますが、南門を明確に示す遺構は見つかっておりません。しかし、その南側の調査区②におきましては、性格はまだわかりませんが大きな柱穴列が見つかっております。中心伽藍の北西方向の調査区③は、昨年度の発掘調査において金堂基壇の北側と西側で検出いたしました東西方向の柱列と南北方向の柱列との交差する付近にあたりますが、ここでは前回報告しております鉄滓（てっさい）や炭などの鍛冶関連の遺物が出土する遺構の確認のための拡張を行っております。

東域の調査区⑧では、南北方向の柱列が8間分以上と長く検出されておりますことから、この柱列が寺域の東を限る塀である可能性が高くなりました。また、金堂基壇のすぐ東側の調査区⑨におきましても南北方向の柱列を検出しております。

北域の調査区⑥及び⑦におきましては、過去の調査にて検出されている東西方向の溝を確認しておりますが、東西方向にまっすぐに延びておりますことから、かつて推定されておりました北門を示す遺構ではないと考えております。

そして、去る2月4日（金）には、昨年12月に引き続き、史跡中宮寺跡

整備検討委員会の大脇委員長による現地指導を受け、年度末に向けた今後の発掘調査へのご指導を得ております。

このように、これまでの中心伽藍の基壇の調査といったような調査成果ではございませんが、3ヶ年間の史跡中宮寺跡の整備に伴う発掘調査を総括する意味からも、史跡中宮寺跡整備検討委員会を開催して、今回の調査成果を報告し、委員の皆様よりご指導・ご助言をいただいた上で、報道機関への発表を行い、現地説明会を開催してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 文化財活用センターについてですけれども、まだはっきり1年は経っていないんですけども、おおよそ1年間を通して、全体の入館者数等もわかってきたかなというふうに思いますが、当初の見込みですね、建設前にだいたいの見込み、1年目は何人、2年目以降で何人と、入館者数の見込みを出していただいていたのと、あとランニングコストのほうも一定の数値を示していただいていたかと思うんですけども、まだ、きっちり1年は経ってないですけども、今の段階でそれに照らしては、運営的にはどういうふうに感じておられますか。

生涯学習課長 まず当初の入館者数の見込みでございますが、当初見込み、1万5千人程度ということで見込んでおまして、ほぼ、今年度、この見込みに近い数字になるかなというふうに考えております。それと、ランニングコストのほうなんですけども、これにつきましても当初の見込み通りのコストでいけているというふうに考えております。

木澤委員 特別展なんかはもう今回やってみて、どのぐらいかかるのかというのも改めて分かったかなというふうに思いますけども、決してお金儲けの事業ではございませんので、いろいろ、そうした費用面ばかり見て評価をするというわけではないで、一定の数字を聞かせていただいて、実際の見込みと運営が

合っているのかなというのがちょっと気になりましたのでね、お尋ねをさせていただきました。また今後、報告にもありましたけどもソフト面についてもいろいろと充実をしていうふうに思っていますので、その点についても、よろしく願いしておきたいと思います。

あと、中宮寺遺跡のほうですけども、一定、発掘調査が22年度で完成するというので、来年度でも報告書を作成する時に400万円の予算を組むということですけども、今後、この整備をしていくのに計画を立てていくと思うんですけども、その日程というんですか、スケジュール的なものというのはどういうふうになっているんでしょうか。

生涯学習  
課長

平成20年度より3ヵ年計画で着手してまいりました整備に伴う発掘調査につきましては今年度で終了でございます。今後、その文化庁とか、奈良県教育委員会および史跡整備検討委員会より、緊急的な調査の必要性がなければ、次のようになるというふうに考えます。

まず、翌年の平成23年度に整備基本設計に向けて文化財の保存と活用に対する整備手法の調査や研究を行うとともに、今後の公園の維持や運営を視野に入れまして、地域に根ざした史跡整備を行うべく、地元をはじめとする町民等の意見を広く取り入れた形での意見の集約を行ってまいりたいと考えております。そしてまた発掘調査、報告書の作成に向けての多量に出土した瓦等の出土遺物の整理作業を行ってまいりたいというふうに考えております。

そして、その翌年の平成24年には国への概算要求、夏までには整備基本設計書を策定しまして、次年度より実施する実施設計業務等の整備事業の補助事業として、実施するために、国や奈良県とも十分協議してまいりたいと考えております。

木澤委員

わかりました。去年、総務委員会でも視察に行かせていただいた時に、地域住民の皆さんの声を整備に反映していたということでお聞きして、それも取り入れていただいて、結構なことかなというふうに思います。

特に、藤ノ木古墳のところで、犬の糞害なんかの近隣住民の皆さんからのいろんな苦情なども、ご意見いただいていますけれども、やはり近隣の皆さん

にもいろいろとご協力いただいて、今後ですね、町外の方も含めてアピールをしていくということを考えると、やはり整備をするのに住民の皆さんの意見、特に近隣の皆さんの意見というのは重要になってくるかなど、広く意見を取り入れていただけるということですので、整備については、やっぱり、そういうところは大切やと思いますんでね、その点についても十分に住民の皆さんの意見が反映できるような形でやっていただきたいなと。あと、来ていただいてよくわかるように、説明板のほうですね、以前の委員会でも意見を言わせてもらいましたけれども、そういうものも分かり易いものをできるだけ作っていただきたいなと思いますので、お願いしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ちょっと私のほうから。今、木澤委員のほうから質問があった文化財センターのランニングコストですけれども、一応予定通りという、今、答弁がなされましたが、実際のところどれぐらいの金額を現在で見積もっておられて、どれぐらいになっているかというのは、今出ますか。

もし時間かかるようだったら、委員会終了後、各委員に報告していただくというのは可能ですか。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習 ちょっと資料のほう出ませんので、後で報告をさせていただきます。

課長

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 3月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。3月定例会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

はじめに、(1)特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

乾総務課長。

総務課長 3月定例会の付議予定議案でございますけれども、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。その改正内容につきまして、資料2の最後のページの要旨をご覧くださいながら概要説明をさせていただきたいと思っております。

3月の議会定例会に「斑鳩町景観条例の一部を改正する条例」を上程させていただき予定をしております。この改正条例におきまして、平成23年4月1日から、良好な景観の形成に関する重要事項等を調査審議する審議会として「斑鳩町景観審議会」を設置することとしております。

このことから、当審議会の委員に支払うべき報酬及び費用弁償を定めるための改正を行うものでございます。資料の、1枚もどっていただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。まず報酬につきましては日額5,000円、旅費の額につきましては、鉄道賃等は実費、日当につきましては1日につき3,000円、宿泊料につきましては1夜につき甲地方は14,800円、乙地方は13,300円とする改正を行うものでございます。

以上で、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

( な し )

委員長 以上、3月定例会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず初めに、(1)平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について、理事者の報告を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政 それでは、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)の内容につき

課長

ましてご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料3をご覧くださいと思います。

まず、今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,341万3千円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ83億6,765万1千円とするものでございます。

それでは、はじめに、歳入予算の補正についてご説明いたします。当委員会に関係する部分だけをご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

第1款 町税では、町民税・個人で、現下の厳しい社会経済情勢を反映いたしまして、給与所得が当初見積を下回り、13億7千万円程度の見込みとなることから、1,250万円の減額補正をお願いしております。また、町民税・法人におきましても、世界的な経済不況の深刻化により製造業を中心とします各企業の業績の落ち込みなどから6,750万円程度の見込みとなることから、1,350万円の減額補正を今回それぞれお願いしております。

次に、固定資産税では、償却資産の申告額が当初見積っておりました額より上回りまして、増収が見込まれますことから700万円の増額補正をお願いしております。

次に、たばこ税につきましては、喫煙人口の減少や税率改正によるたばこ消費量の減少が当初見積りを上回る減収が見込まれますことから、650万円の減額補正をお願いしております。

続きまして、第16款 財産収入では、利子及び配当金で、財政調整基金等の各基金利子におきまして当初見込みを下回ることから、66万2千円の減額補正をお願いしております。

続きまして、第17款 寄附金では、ふるさと納税によりまして、教育費寄附金におきまして、17名の個人の方と2団体から27万3千円のご寄附をいただきました。また総務費寄附金におきましても、1名の個人の方から3万円、福祉費寄附金におきましても6名の個人の方から5万8千円、都市計画費寄附金におきましても、4人の方から3万円の寄附をいただいたことから、それぞれ増額補正をお願いしております。なお、各基金への積立以外のご希望で寄附されました分につきましては、それぞれ希望されております内容の事業費に充当させていただいているところであります。

次に、資料の裏面をお願いします。歳出予算の補正でございます。

はじめに、第2款 総務費では、一般管理費で、職員の3月末退職予定者8名分の職員退職手当負担金におきまして、5,074万9千円の増額補正を、また、峨瀬自治会集会所建設に係ります損害賠償請求上告受理申立事件におけます弁護士報酬としまして、315万円の増額補正をそれぞれお願いしております。

次に、財産管理費では、財政調整基金等の各基金利子の積立及び繰出金におきまして、52万7千円の減額補正をお願いしております。

次に、企画費では、文化振興基金への積立におきまして、歳入で申しあげました総務費寄附金3万円を希望されております文化振興基金へ積立てるため、3万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、第3款の民生費では、社会福祉総務費の、福祉基金への積立におきまして、福祉費寄附金5万8千円のうち、福祉基金への積立を希望されました1万8千円の増額補正をお願いしております。

続きまして、第9款 教育費では、文化財保存費で、歳入で申しあげました教育費寄附金27万3千円のうち、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立を希望されました14万5千円の増額補正を、また、保健体育総務費では、スポーツ振興基金への積立を希望されました5万円の増額補正をそれぞれお願いしております。

続きまして、第11款 公債費では、平成22年度の定時償還にかかります支払利子額が確定いたしましたため、1,741万2千円の減額補正をお願いしております。

最後に、第12款 予備費につきましては、今回の予算補正に要します財源としまして7,244万円を充当させていただきます補正をお願いするものでございます。

なお、本補正予算では、諸般の事情によりまして、本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、その下の繰越明許費としまして、消防費の浸水対策事業で雨量観測システムの導入にあたりまして、全国的に導入時期が重なりましたことから、年度内の導入ができないということで、300万円の予算計上をお願いしております。

以上で、平成22年度 斑鳩町一般会計補正予算（第9号）についての説明

といたします。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 まず歳入の町税のところですけども、町民税が個人、法人、大きく減っているわけですけども、課長所得をそれぞれ個人、法人と報告していただいてましたけれども、1年間で所得についてはどれぐらい差異があるのか、個人と法人と、わかるようだったら教えてほしいんですけども。

委員長 加藤税務課長。

税務課長 予算の関係でまずご説明をさせていただきます。町民税のまず個人分でございますけれども、当初予算で計上させていただいておりました予算現額というのが13億8,040万でございます。それに対しまして今回減額補正させていただいた分について1,250万を減額補正させていただいておるとい形でございます。それに伴いまして予算現額の補正後につきましては、13億6,790万になります。

木澤議員 所得の全体の額を。

税務課長 所得の減少額でございますけれども、今回給与所得の減額が、当初見積もりよりも約110名の方が少なくなっております。それに伴いまして、所得金額につきましては2億3千万程度の減少となっております。あと、法人町民税につきましては所得割というものと、あと均等割というものが法人税についてございます。今回の補正につきましてはその均等割部分と法人税割の部分が2つ合わせまして今回の減額補正ということにさせていただいております。その内の所得割につきましては、全体額で減少しておりますのは約290万円でございます。残りの金額につきましては、法人の、大型のフランチャイズ店がございましたけれども、直営店からフランチャイズ店に変更された、あと、法人数の減少というのがございます。それに伴いまして、概ね9

20万円程度の減少となっております。それで合計1,350万円の補正をさせていただくという内容でございます。

木澤委員 個人の町民税のほうが、所得で言うと、2億3千万ということですけども、これも何か特別な理由があるわけではなしに、景気が悪いからということが思われるんですか。

税務課長 はい、当初見込みをさせていただいていたよりもやはり、給与所得が特に今回非常に厳しい状況だというふうに思います。

木澤委員 ありがとうございます。そうしたら歳出のほうでお尋ねをしたいんですけども、退職手当の負担ということで8人分ですかね、これ定年退職の方が何名で、そうじゃない中途退職っていうんですか、の方が何名というのはわかりますか。

総務課長 定年退職される職員は2名、それから勸奨退職、早期退職は6名でございます。

木澤委員 わかりました。それと財政調整基金等の繰り出しということで、527万円減額補正になってはいますが、これ内訳はどういうふうになっていますか。

企画財政課長 当初見込んでおりました利率が減をしたために、減少となっているところでございます。

基金ごとの内訳でございますが、当初、基金ごとの利率等は0.1%で見込んでいたところでございます。現実に実際運用していた中では、1年もので0.07から0.3%の範囲ということで、かなり見込みより下がりましたので、減少となつたところでございます。

委員長 他に、質疑ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(2) 峨瀬自治会集会所建設に伴う損害賠償請求事件について、理事者の報告を求めます。 吉田総務課参事。

総務課参事 それでは報告事項の(2) 峨瀬自治会集会所建設に伴います損害賠償請求事件についてご報告申し上げます。

この件につきましては、議員皆さまに大変ご心配をいただいておりますが、最高裁判所におきまして、平成23年1月14日判決があり、町の主張が全面的に認められ、町の全面勝訴が確定したものでございます。

このことから、代理人の川崎弁護士への成功報酬といたしまして先ほども報告第1で報告させていただいたとおり、315万円が必要となりますことから3月議会に補正予算を上程させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 町長冒頭報告で、いろいろと問い合わせがあるというふうにおっしゃってましたけども、問い合わせってどういう角度からの問い合わせなんか、ちょっと聞かせてもらえますか。

委員長 小城町長。

町長 弁護士からでございます。

木澤委員 内容的にはどういうことなんですか。

町長 内容が決まったから、詳しいことを最高裁判所から斑鳩町に来た書面を閲覧させてほしいとか、送ってほしいとかいう弁護士からの問い合わせですね。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3)斑鳩町行政組織規則の一部改正について、理事者の報告を求めます。 乾総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町行政組織規則の一部改正についてでございますが、昨年12月に改定をいたしました第4次斑鳩町総合計画では、まちづくりの重点的施策として、住民と行政の「協働」を大きなテーマのひとつとして掲げております。この住民の参加と協働によるまちづくりの推進に取り組んでいくため、また、コミュニティづくりの充実を図っていくために、平成23年4月1日から総務課に新たに協働のまちづくり推進係を設置することといたしております。

具体的には、資料4の斑鳩町行政組織規則の一部を改正する規則の2枚目でございますけれども、新旧対照表の裏面をご覧くださいと思います。

総務課に、「協働のまちづくり推進係」を新設いたしまして、秘書係の分掌事務の一部であります自治会やコミュニティに関することにつきましても、この係の分掌事務とする改正を行うものでございまして、分掌事務の1として、協働のまちづくりの推進に関することとございますが、住民と行政の協働によるまちづくりを推進するための組織づくりや制度づくりの検討、人材の育成、配置などの体制の整備を進めてまいります。

2として、自治会活動の育成・支援に関することとございますが、従来は秘書係の分掌事務でございましたが、協働のまちづくり推進係の分掌事務として、地域活動の情報提供に努め、自治会の活性化、あるいは魅力ある自治会づくりを促して、自治会活動の育成・支援をおこなってまいります。

3として、コミュニティ活動拠点の整備に関することとございますが、コミュニティの場としての活動拠点の充実や整備を行ってまいります。

4として、ボランティア団体やNPOの育成・支援に関することとございますが、これにつきましてはボランティア団体やNPO活動の情報の収集や提供、あるいは組織化の支援、活動の指導者などの人材育成を行ってまいり

ます。

5といたしまして、コミュニティバスの運行に関することですが、これにつきましても、従来は秘書係の分掌事務でありましたが、協働のまちづくり推進係の分掌事務とすることといたします。

以上で、斑鳩町行政組織規則の一部改正についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 このように新たに係を置いて推進するという考え方については理解をいたしますけれども、今、この「秘書係」という方は総務課の中で何名いらっしゃるんですかね。

総務課長 今、現在3名の体制で行っております。

木澤委員 来年度の人事に関わることですけれども、その3名のままで新たに兼務をしていくという形にするのか、それか人数を増やして充実をするというふうを考えているのか、その辺はどうなんですか。

総務課長 これにつきましては、もちろん他の部署との人事異動の関係もございますので、今はっきりと何名ということは申し上げられませんが、基本的には当然、係が新設するわけですから、係長が1名と、あと係につきましては兼務という形になるかもわかりませんが、他1名から2名の体制ということになるのではないかとこのように考えています。

木澤委員 総合計画の中でも特に重要な課題になってくるかなと。今後のまちづくりについても、やはり斑鳩町が充実していくために、住民の皆さんと連携してですね、まちづくりを進めていくという上では、この協働のまちづくり推進係の方というのは非常に重要になってくると思いますので、体制的にも強化して、取り組みを進めていっていただきたいなと思いますので、意見だけ申

し上げておきます。

委員長 他にございますか。 嶋田委員。

嶋田委員 従来の秘書係の中でなかったもので、協働のまちづくり推進係、「ボランティア団体やNPOの育成支援に関すること」、これは従来はどこがやっておられたんでしょうかね。

総務部長 従来こういったボランティア団体とか、NPOにつきましても、例えばボランティア団体の行われる仕事と申しますか、その内容によって各課、例えば福祉関係でしたら福祉課でそういう取り次ぎ等々、やっていたという状況でございます。

今後におきましてですね、斑鳩町ボランティア協会もある中で、そうした各ボランティア団体との連絡、総合的な窓口的なものについては、総務課のこの係で担当したいというふうに考えておりますけれども、個別の対応につきましても従来どおりの形になるのかなというふうには考えております。

ただし、そういった相談体制とか、総合的な見解をとという話になればですね、当然、窓口としては、総合的な窓口が協働まちづくり推進係という形になりますので、総務課のほうで受けますという形になります。

嶋田委員 なんかちょっとややこしい。一般的には、協働のまちづくり推進係が担当されるということで理解してよろしいんですね。

総務部長 その通りでございます。先ほど、質問の趣旨を私、取り違えたかも分かりませんが、従来はこの協働のまちづくりの推進に関することという形で、個別に係を置いておったわけじゃないんです。今回、新たにこういう係を設けたということで、従来は先ほど申し上げましたように、個々のそういう活動の内容によって、個別に対応していたという状況だったということでございます。

嶋田委員 そしたら先ほどおっしゃったボランティア協議会ですか、あれは別段、た

だたんなる任意団体で、町の組織としては、担当は、一切関係はなかったということですか。

総務部長 ある意味そういうことにはなるとは思いますけれども、ボランティア団体、町がそういうボランティア団体を組織してやっていたという状況ではなくてですね、あくまでもボランティア団体の中でそういった活動を自主的にやっておられる中で、アドバイスっていう言い方は語弊があるかも知りませんが、いろいろな情報提供等を行ってきたというのが実態でございます。

嶋田委員 そうしたら、例えば登下校の見守り隊とか、そういうふうなボランティアの方も、結局窓口としては、この推進係、ということでええわけですね。募集やとかも含めてね。

総務部長 そういったですね、個別の、具体の支援っていうか、例えば学校見守り隊とかいう形ですね、各地域でやっておられるのと、今、教育委員会のほうで募集してやっている事業もそれぞれあるわけでございますけれども、それは個々の事業については、今、急に変更するという形になった時に、住民の方々が戸惑いを覚えられるといった点もあるかと思っておりますので、それについては今後個別に担当しておったところについては、そのままにしておくというのがベターであるのかなという考え方も一方ではございます。

で、今、こちらのほうで4つ目の「ボランティア団体等の育成・支援に関すること」と書いてございますのは、今後新たに設置をしたいでありますとか、そうしたことでいろいろな情報の提供ができる場所は、どこだとなった時に、従来は、そういった個別にアドバイスとかできるところが設置してなかったものですから、そういうものを含めて、総務課のほうでやっていこうということでございます。

嶋田委員 なんがちよっと理解しがたい、今まで情報提供は、その担当のところで行っておられたわけでしょう、違うんですか。そやから、要はね、この推進係で「ボランティア団体やNPOの育成・支援に関すること」って、どういうことですか。

総務部長 先ほども課長のほうから説明がございましたように、いろんなボランティアをしたいといった希望の方がおられるという状態、またNPOを立ち上げるにはどうしたらいいのかといったご相談もあるという中で、そういった総合的な情報提供等についてはですね、この総務課のほうで全部、窓口となって今後進めていくということでございます。

で、先ほど、教育委員会を例に挙げましたが、既存のそうしたボランティア団体でありますとか、行政のほうで、そうした募集をした組織等につきましてはですね、従来どおりその担当課とするほうがベターではないのかなという考え方があるというふうに、そういう意味で申し上げたことでございます。

嶋田委員 そしたら、ただ単に、新たにボランティア団体を作りたいねん、ちょっと相談に乗ってください、NPO作りたいねん相談に乗ってくださいという係だけの話なんですね。

総務部長 私の説明の仕方が悪いのかもわかりませんが、もちろん従来の組織についてはですね、ある程度ノウハウを持っておられるということもございませう。今までの活動の中で、そういったノウハウを蓄えておられる状態があると思います。ただ、新たにですね、そうしたNPOでありますとか、ボランティア団体、こういったボランティアをしたいんだけど、どこに行ったらいいのかのやろといったことも含めてですね、相談に乗るとするのは、今まで、こういう言い方はあれですけども、うちかな、どこの課かなということじゃなくてですね、総務課のほうで総合的にみんな受けると。その中で、そういう活動をされるんでしたら、こういう団体もありますよ、例えば単独で来られた場合、ボランティア団体の紹介をする中で、そういった活動をされたいんでしたら、こういう団体もございませう、こういう団体もございませう、と、こういう情報は一手に総務課が持っているということでございませう。

新たに、個人じゃなくてそういうボランティアの団体を立ち上げたいといった時に、いろんな手法を総務課のほうで蓄えておきまして、それをお知らせする中で支援をしていくといった内容でございませう、ご理解いただきに

くい、ちょっと説明が悪いのかもわかりませんが、そういった趣旨で総務課のほうに係を新設するというところでございます。

嶋田委員 結局、もう二重窓口でやるということですか、僕はそう理解しましたわ、結構です。

委員長 暫時休憩します。

( 午前 9時53分 休憩 )

( 午前10時02分 再開 )

委員長 再開します。 清水総務部長。

総務部長 協働のまちづくり推進係におきますこの4番目、「ボランティア団体やあNPOの育成・支援に関する事」の内容につきましては、さきほどからいろいろご質問をいただいているところでございますけれども、そうした住民の方々のいろんなボランティアをしたいという気持ちとか、そういった設立のノウハウについて、総合的な窓口としてそこで一本化して受付けをする中で、そういった住民の皆さんの利便性を向上するとともにですね、役場の組織として一本化してまいりたいということでございます。その辺、ご理解を賜りたいと思います。

委員長 他に、ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(4) 臨時職員の賃金の改定について、理事者の報告を求めます。 乾総務課長。

総務部長 臨時職員の賃金の改定でございますけれども、臨時職員の賃金につきましては、奈良県の最低賃金が今年の10月に引き上げられたこと、あるいは民

間の賃金の動向、あるいは近隣の市町村の状況をみるなかで、平成23年4月1日から賃金の改定をしてみたいと考えております。

資料5をご覧いただきたいと思います。まず、時間給につきましては一般事務職など、すべての職種におきまして20円の引き上げを行います。

日給につきましては、文化財活用センター長と青少年悩みごと相談員を除く、一般事務職などの職種におきまして160円の引き上げを行います。

また、月給につきましては、資格を有する職種で、大卒学の学校や幼稚園の臨時講師や司書などや、あるいは短大卒の学校や幼稚園の臨時講師、保育士などにつきまして、それぞれ3,200円の引き上げ、それから、ふれあい交流センターいきいきの里・老人憩の家職員などの月給につきましても、3,200円の引き上げを行いたいというふうに考えております。

また、平成20年度から月給の経験年数によります区分を廃止しておりますけれども、その時点で在職しておりました臨時職員を引き続き雇用した者につきましては、その時の月給水準を維持しておりますので、これらの者につきましても、この改正に準じた、同様の改定を行うことといたしております。

以上で、臨時職員の賃金の改定につきましての説明とさせていただきます。

総務課長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 一定引上げをされたことについては理解をいたしますけれども、これまで委員会のほうでも言ってきたのは、町長があの時10%引き下げられた時点に戻すようにということで、要望させていただいてきましたけれども、それに照らして言うと、今回の改正というのはどうなんですか。

町長 これはもう総務委員会でも、木澤委員は、来年度は780円を800円にしてほしいと、こういうご要望がありましたので、こういう趣旨で800円ということ決めております。

木澤委員 時給については800円にさせていただいたということですけど。これまで

ボーナスについてももともと3ヶ月であったのを減らして、段々戻してはきてますけども、2ヶ月で止まっていたと思うんですね、それについてはどうですか。

町長 ボーナスは2.2ヶ月ということでご理解いただきたいと思います。今、現実には人事院勧告でも皆さん方ボーナス減ってきているわけです。職員の中でも、議員さんでも、やっぱりそういうことを重んじていく中で、2.2を維持はしていくということでございます。

木澤委員 実際に、いろいろ、町としては、引き下げ等も行ってきてますけれども、臨時職員さんについても臨時とはいえ、一般の正規の職員さんと同じように仕事をしていただいているということでは、この時給でいうんですか、月給も含めて、で、同じ待遇になっているのかどうか、ということにつきますと、私はまだまだそうになっていないというふうに思うんですね。同じ労働をしている人には均等の待遇をするというのが、やはり当たり前にしていくべきだと、そういう方向で改正をしていっていただきたいなというふうに思っています。今回一定の改正をされたことについては評価をいたしておりますけれども、今後も引き続きボーナスについても元の状態に戻していく、で、均等の待遇に合わせていく方向で改正をしていってほしいというふうにお願ひしておきたいと思います。

委員長 要望ですね。

木澤委員 はい。

委員長 小城町長。

町長 これについても恐らく、今年度、来年度23年度は人事院勧告がございまずから、今、情勢を見ますとやっぱりまだ景気状況はよくないということでございまずから、当然、やっぱり民間の関係、あるいは公務員の関係等については、やっぱり人事院勧告のことを察しながらですね、やっぱり、人事院

勧告から勧告されることについて、我々はそれを踏襲していきたいと思えます。当面は斑鳩町においては、2.2ヶ月という報酬はですね、ボーナスは支給していきたいということでございます。

現状から言いますと、他の市町村でもよく聞くんですけども、よく2.2ヶ月出していただけてますなということが必ずおっしゃいます。そういうことも、私は、斑鳩町としては、職員が一生懸命、臨時職員の方が働いているということで2.2ヶ月を守っていきたいと思えます。

木澤委員 いろいろ近隣等とも調整っていうんですかね、近隣の様子も見ながらやっていくというのも、ひとつ大切な事だとは思いますが、それぞれ町によって財政状況っていうのも違うと思えますんでね、その辺のところもしっかりみながら、斑鳩町として、職員さんをどういう待遇にして、どう育てていくか、それがまた町民のためになることですから。その辺のことも、ぜひ加味していただいて、今後また検討していただきたいと思えます。

委員長 要望ですね。

木澤委員 はい。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(5)平成23年度税制改正(地方税関係)の概要について、理事者の報告を求めます。加藤税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項(5)平成23年度税制改正大綱(地方税関係)の概要について、ご報告を申し上げます。

本日、ご報告を申し上げます内容につきましては、昨年の12月に政府の税制調査会で取りまとめられました平成23年度税制改正大綱のうち、地方税に関係するものを抜粋して、その概要を説明させていただきます。

資料6の1ページをまずご覧いただけますでしょうか。

はじめに個人町民税に関します改正内容でございます。

(1) といたしまして、給与所得控除の見直しでございます。

この改正は、所得税法が改正されることに伴いまして、個人町民税に自動的に影響するものでございます。

改正の内容といたしましては、①として、給与所得控除の上限の設定でございます。これは、給与所得者の必要経費にあたります給与所得控除につきまして、これまで給与収入に応じ、給与所得控除、必要経費も段階的に大きくなり、その金額も上限が設定されていみせんでしたが、今回の改正では、給与収入が1,500万円を超えると、給与所得控除を一律245万円にするというものでございます。

下のグラフ「給与所得控除の見直しの全体像」をご覧いただけますでしょうか。グラフの縦軸が給与所得控除、横軸が給与収入となっております。

現行の制度は実線で表していますが、給与収入が1,500万円の場合の給与所得控除は245万円、収入額が2千万円で控除額は270万円、収入額が2,500万円では、控除は295万円と、収入に応じまして控除額も段階的に上がっていますが、改正後は<見直し①>1点破線で表していますが、給与収入額が1,500万円を超えますと、いくら給与収入が増えましても、給与所得控除額は一律245万円となるものでございます。

次に②といたしまして、高額な法人役員等の給与所得控除の縮減であります。グラフの<見直し②>2点破線で表しておりますが、こちらは法人役員等の給与収入が2千万円を超えますと、給与所得控除額は一般の給与所得者より段階的に低くなりまして、収入額が2,500万円では控除額が一般の約4分の3にあたります185万円、収入額が3,500万円を超えますと控除額はさらに段階的に低くなりまして、収入額が4,000万円を超えると控除額は一般の約2分の1にあたる125万円となるものでございます。

本改正に伴います町税への影響につきましては、平成22年度の課税状況のデータからみますと対象者は121人、影響額については、町分だけで約107万円の増収となります。

この2つの改正につきましては、平成25年度分以降について適用となっております。

次に2ページ目をご覧くださいませでしょうか。(2)成年扶養控除見直しでございます。こちらは、地方税法の改正によるものであります。

改正の内容といたしましては、合計所得金額が400万円を超える納税義務者の成年扶養親族(23歳以上70歳未満)に係る分でございますけれども、その方の扶養控除(33万円)につきまして、負担調整措置を講じた上で廃止されることとなります。ただし、その対象扶養親族が障害者、要介護認定その他、心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生につきましては引き続き控除対象者となります。

本改正に伴います町税への影響につきましては、平成22年度のデータで見ますと、納税義務者数で113人、控除廃止対象者数は175人、影響額につきましては、町分だけで約346万円の増収となります。

この改正につきましては、平成25年度分以後について適用となります。

続きまして、資料3ページ(3)退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止でございます。これは、地方税法の改正によるものでございます。

改正の内容としては、こちらで計算例をあげさせていただいておりますが、こちらで申し上げますと、勤続30年の方が2,千万円の退職金を受けられた場合、現行では、退職所得控除といたしまして、勤務年数20年間分については、1年あたり40万円の控除額があることから800万円、20年を超える10年分につきましては、1年あたり70万円の控除額がありますことから700万円、合計1,500万円の控除額がございます。

これを、退職金の収入額2千万円から差し引きますと500万円となり、退職所得につきましてはその2分の1が課税所得の、250万円となり、町県の税率の合計10%を掛けると25万円となり、その10%が税額控除として差し引かれることから、税額は22万5千円という金額でございます。

改正後は、10%の税額控除が廃止されることから、同じ条件の方で計算すると税額は25万円という形になります。この改正は、平成24年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用となります。

次に(4)勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得について2分の1課税の廃止であります。

この改正は、所得税法が改正されることに伴い、個人町民税に自動的に影響するものであります。

改正の内容としては、(3)の計算例でご説明させていただきました退職金の収入額から退職所得控除額を差し引いた額に、一般の退職者では、その額の2分の1が課税所得になりますが、勤続年数5年以内の法人役員の方につきましては2分の1課税が廃止となります。

本改正に伴う町税への影響については、平成21年度決算ベースでみると、町分だけで178万8千円の増収となります。

次に(5)寄附金税額控除の適用下限の引き下げであります。

この改正は、地方税法の改正及び町条例の改正を予定しています。

改正の内容としては、現行、寄附金税額控除の下限額5千円が、改正後は2千円に引き下げされのものであります。

本改正に伴う町税への影響については、平成22年度の課税状況のデータからみると影響を受ける対象者数は18人、影響額は町分だけで3万2,400円の減収となります。こちらについては、平成24年度分以後について適用となりますことから、6月議会の定例会において、町税条例の一部改正について議案の提出を予定しています。

次に(6)上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の延長であります。

この改正につきましては、地方税法の改正によるものであります。

改正の内容としては、上場株式等の配当・譲渡益に係る税率は、原則、国15%、地方5%、合計20%であります。現在、軽減税率として、平成23年12月31日までの間は、国7%、地方3%、合計10%となっております。この軽減税率の適用期間を平成25年12月31日まで、2年間延長しようというものであります。

次に資料4ページをお開きいただけますでしょうか。大きな2つ目の法人町民税に関する改正内容であります。

改正内容としては、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げるもので、国税である法人税法が改正されることに伴い、町税である法人町民税に自動的に影響するものであります。

具体的な改正内容としては、計算例で申し上げますと、法人事業税を除く法人事業所得が1千万円ある事業者の場合、現行では、国の法人税の税率が30%でございますことから、法人税額は300万円となり、法人町民税は、国の法人税額に税率である12.3%を掛けますことから、町の法人町民税

の税額は36万9千円となります。

改正後は、国の法人税率が30%から25.5%に引き下げられますことから、同じ事業者の場合、国の法人税額は255万円となります。

町の法人町民税の税率は改正がございませんことから、255万円の12.3%、31万4千円が町の法人町民税となり、現行と比較して5万5千円、約15%の減となるものであります。

なお、法人実効税率5%引下げに合わせて実施されます、課税ベースの拡大という制度が今回新たに改正されますけれども、この分を加味しますと、減額幅は3分の2程度に圧縮される見込みであります。

本改正に伴います町税への影響でございますけれども、平成21年度決算ベースでみると約366万円の減収、それと、課税ベースの拡大を反映させると約244万円の減収となります。

この改正につきましては、平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用となります。

次に大きな3、たばこ税に関する改正であります。改正の内容といたしましては、道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲を行うものであります。本改正は、前段で説明した法人実効税率の引き下げにより、都道府県及び市町村の法人住民税が減収となる一方、課税ベースの拡大によりまして都道府県の法人事業税は増収となるため、全体として、都道府県で増収、市町村で減収という減少が起きます。このため、道府県たばこ税と市町村たばこ税との間で税率を調整することにより、都道府県と市町村の増減収の調整を行うものであります。

具体的には、資料の表にあるように、全体の税額の変更は行わず、旧3級品以外の製造たばこ千本あたりの税額について、道府県たばこ税は、現行1,504円を860円に、644円の減、市町村たばこ税は、現行4,618円を5,262円に、644円の増となっております。

また、旧3級品の製造たばこ1,千本あたりの税額について、道府県たばこ税は、現行716円を411円に、305円の減、市町村たばこ税は、現行2,190円を2,906円に、305円の増とするものであります。

本改正に伴う町税への影響については、平成23年度の販売見込本数からみると、約1,600万円の増収となります。

この改正は、平成24年4月1日以後のたばこ税について適用となります。つきましては、6月議会の定例会において、町税条例の一部改正について議案の提出を予定しています。

次に大きな4つ目、その他法令の改正による条文整理等所要の改正についてでございます。

今回の平成23年度税制改正大綱において、所得税法、法人税法等のさまざまな法令について改正が予定されていることから、これら法令の改正において、条、項等の繰上げ、繰り下げによる条文の整理が行われることとなっています。このことから、斑鳩町町税条例において、法令の改正に伴う引用条文の整理を予定しています。

施行日については、関係する法令の改正内容の詳細について、今後確認作業を行ってまいり予定でございますので、法令の施行日に町税条例の施行日を合わせる必要がありますことから、一部の条文整理については平成23年3月31日付けで専決処分させていただく場合がございますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、平成23年度税制改正大綱の地方税関係の概要についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっといろいろいっぱいあって、私も勉強不足の感がありますんで、また今後勉強していきたいと思うんですけども。大きな2番の法人町民税以外は基本的に6月に条例改正の予定だということですか。

税務課長 今回、条例改正の案件につきましては、資料で申し上げますと、3枚目の(5)寄附金税額控除の適用下限の引き下げというのがございます。こちら町税条例の改正を予定をしております。それと4ページ目になりますけども、たばこ税、こちら町税条例の改正が必要となってくる案件でございます。その他につきましては、所得税法ですとか、地方税法の改正になってくるところでございます。

委員長

よろしいですか。10時40分まで休憩いたします。

( 10時25分 休憩 )

( 10時40分 再開 )

委員長

再開します。

他に、何かお聞きしたい方はおられますか。

( な し )

委員長

次に、(6) インフルエンザにともなう学級閉鎖について、理事者の報告を求めます。植村教委総務課長。

教委総務  
課長

インフルエンザの流行によります学級閉鎖につきましては、あらかじめ議長及び総務常任委員の皆様方にはご連絡いたしましたところではございますが、改めて、ここに報告を申し上げます。

資料7でございます。現段階では、まず斑鳩西小学校の3年1組、1月24日に30人中7人の感染者が確認されました。翌日の1月25日から5日間学級閉鎖をしたものでございます。また、斑鳩東幼稚園の年長のあお組、1月25日に36人中6人の感染者が確認されました。翌日の1月26日から5日間学級閉鎖を行ったものでございます。

この学校、幼稚園におきましての学級閉鎖に関します基準についてでございますが、今報告いたしました2つのケースの時期につきましては、7日以内に同一の学級でインフルエンザと診断された児童生徒が3人以上報告された場合に、学校医や保健所等と協議をいたしまして、学級を閉鎖するか否かを検討するという事になってございます。

現在は、その基準が変わっております。1月27日以降適用の分なんですけれども、インフルエンザと診断された児童生徒が1人以上おり、かつ、かぜ・インフルエンザによる欠席率が7日以内で学級の15%から20%に達した場合、学級閉鎖をするか否かを学校医や保健所等と協議をするというふ

うに現在は変わっているところがございます。

幸いにいたしまして報告しました事例以降につきましては、学級閉鎖はございませんが、インフルエンザで休みます子どもが全くいなくなったわけではございません。養護教諭や担任教諭を中心に、児童・生徒にうがいや手洗いの励行、保健だより等によりますお知らせなど、今後も学校等における感染防止に努めてまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(7)平成23年度新規事業等について、報告をいただくことにいたします。まずはじめに、総務部関係について理事者の報告を求めます。清水総務部長。

総務部長 それでは、平成23年度新規事業等につきまして、私のほうから、総務部の所管につきまして説明をさせていただきます。

ただし、この予算の内容につきましては、昨日も申し上げましたとおり、現時点のものでございます。今後、最終のとりまとめに至る時点で数値等が変わる場合もございますので、その点、ご了承いただきたいと思います。

それでは、今日お持ちいただいていると思いますが、「平成23年度当初予算(原案)の概要」の13ページをお開きいただきたいと思います。

13ページの上から2番目の消防団の運営で、2,176万8千円となっております。が、この中には、平成23年度で全国女性消防操法大会への参加費といたしまして、この中に170万円を計上しておるところでございます。消防協会生駒南支部が平成23年10月19日に横浜市で開催されます全国女性消防操法大会へ参加するという事となったために、生駒郡各町で参加の費用を4等分して負担することとしたものでございます。その金額が170万円でございます。

次に、その2つ下でございます。消防車両の更新といたしまして、1,459万8千円を計上いたしております。つきましては、ここに書いてございますように、第3分団ポンプ車を更新するための予算でございます。

その下でございます、災害物資の備蓄といたしまして、予算額といたしまして522万5千円を計上しております、これにつきましては、前年より約200万円の増額となっております。

ここにも書いてございますように、平成23年度からは、今までのアルファ米、ビスケット、粉ミルク等々、また毛布について、計画的に備蓄をしていくとともに、その上、新たに、災害用の敷マット、及び、プライバシー保護のために間仕切りユニットの備蓄を計画的に進めることを計画しているところでございます。

次に、15ページをお開きいただきたいと思っております。その上から3つ目の友好都市交流の推進といたしまして、平成23年度予算といたしまして106万円と大幅に増加しているわけでございますが、これにつきましては、平成23年度中に、これまでの大阪・兵庫の両太子町、あるいは長野県の飯島町の交流は継続してまいります、平成23年度、新たに神奈川県小田原市と友好都市提携をするための事務の打合せ旅費及び調印式の費用等々について計上させていただいております。また、同日、友好都市提携とともに、防災協定も締結していきたいというふうに考えております。

その下の地域集会所施設整備の支援といたしまして、1,931万4千円と、前年より約1,400万円の増額となっておりますが、これにつきましては、自治会等が行います地域集会所の補修等々につきまして、この補助金を交付していくわけでございますが、大きく増えておりますのは、23年度におきましては、高安西団地の自治会におきます集会所の建て替えが入ってきてございますので、この大きな増額となったものでございます。

次に一番下の（仮称）地域交流館の整備といたしまして、4,599万1千円を計上いたしております。当総務常任委員会でいろいろご議論いただいた地域交流館でございますが、平成23年度につきましては、ここに書いてございますように、公有財産購入費4,000万円、あるいは、委託料といたしまして570万円、この内訳といたしましては、土地の鑑定委託料でありますとか、設計の業務委託等でありますけれども、それら合わせまして4,

599万1千円を計上しております。

次に、16ページでございます。上から3つめでございます。参加と協働のまちづくりの推進といたしまして、91万4千円を計上しております。このことにつきましては、先ほど来、出ております、第4次総合計画におきましても、参加と協働を具体的に展開するため、施策の体系化と制度確立をめざすとともに、モデル的な活動を立ち上げまして、初動期の活動を支援して参加と協働のまちづくりを実践的に進めるための予算として計上したものでございます。

次に、19ページの下から2つ目でございます、行財政改革の推進ということでございます。これにつきましては、前年度と同じく4万円を計上しておるわけでございますが、報酬として3万2千円を上げております。これは委員の報酬でございますが、従来、これまで、第3次行政改革大綱にもとづきまして行財政運営を進めてきたわけでございますが、第4次総合計画を着実に実現していくため、平成25年度からを計画期間といたします第4次行政改革大綱の策定を平成23年度から2ヶ年で進めまいりたいというふうに考えております。

次に、20ページの一番上でございます、新公金収納方法の導入といたしまして1,530万円を計上いたしております。住民の生活スタイルの多様化に対応していくために、新たな公金収納方法といたしまして、コンビニ収納・ペイジー収納を導入し、住民サービスの向上を図ることを目的といたしまして、平成24年4月からの運用開始に向けまして、そのシステムの整備等を行うこととしております。

なお、当初予算の概要には記載されておりませんが、この他に、総務部所管の事業といたしまして、臨時職員の雇用から賃金支払、あるいは労働保険等にかかる事務につきまして、今、各課でしておるわけでございますが、それを総務課で一元管理するシステムの導入を考えておりまして、このシステムの導入経費といたしまして、200万円を計上したところでございます。

また、斑鳩町農業委員会委員選挙の執行といたしまして、平成23年7月19日で任期満了を迎えます斑鳩町農業委員会委員の選挙にかかる執行経費として、130万円を計上しております。

以上が、総務部所管の平成23年度新規事業等についての説明でございます。

す。

委員長 続いて、教育委員会関係について理事者の報告を求めます。  
栗本教育長。

教育長 では、私のほうから教育委員会が所管いたします事業の概要につきましてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、今見ていただいている資料の74ページをお開きいただきたいと思います。74ページの一番上でございます。「町指定文化財候補の調査」についてでございます。町内に点在しております古墳のうち、これまでに全く測量調査もされておらず、その基礎データを有していない古墳のうち、町指定文化財として将来的に適切に保存することを目的とした町指定文化財の候補となりうる古墳1基を選定して、墳丘測量調査、あるいは範囲確認調査等の基礎的な調査を実施するものでございまして、当調査に係る所要額として126万円を計上させていただいております。

次に3番目でございます。「史跡中宮寺跡シンポジウムの開催」についてでございます。史跡中宮寺跡につきましては、史跡公園としての整備に伴う発掘調査が平成22年度で完了することから、町民をはじめ多くの方に対しまして中宮寺跡の周知を図るとともに、遺跡の重要性を認識する機会を創設いたしました。また、今後の史跡整備事業に対しまして理解と協力を得ることを目的として、歴史講演会及びパネルディスカッション等を中心としたシンポジウムを開催するとともに、出土遺物の展示会も合わせて開催するものでございます。当事業に係ります費用として19万7千円を計上させていただいております。

次に、74ページの5段目でございます。「史跡中宮寺跡の整備」についてでございます。史跡中宮寺跡におきましては、史跡公園整備に伴う発掘調査が、平成22年度で完了する予定でございます。平成23年度では、これまでの発掘調査の報告書を作成するため、出土遺物等の整理を行うことといたしております。これらに係ります所要額400万円を計上させていただいております。これにつきましては、国費50%、県15%、町35%の負担率で、費用を計上させていただいております。

続きまして、75ページでございます。「文化財活用センターの充実」ということでございます。2段目でございますが、文化財活用センターにおきまして、すべての人が利用しやすい環境づくりとして、オストメイト対応の設備やベビーシートの設置を行うものでございます。設置に係る所要額として39万5千円を計上いたしております。

次に、78ページをご覧くださいと思います。2段目でございます。「公民館の充実」でございます。これにつきましては、斑鳩町中央公民館改修の工事についてでございます。斑鳩町中央公民館は、昭和58年に完成いたしました以来、利用者へのサービスの充実を図るため、補修など維持管理に努めてきたところでございます。全体的に施設や設備の老朽化が進んでいることから、平成22年度から取り組んでおります中央公民館の改修を進めるものでございます。なお、平成23年度は、中央公民館展示室及びホワイエの内部改修、照明設備改修及び空調設備の整備するものでございます。

当該工事に係る所要額といたしまして2,750万円を計上しております。また、中央公民館におきまして、公共下水道の共用開始に伴います公共下水道接続工事、あるいは東公民館浄化槽雨水貯留施設転用工事を行うことといたしております。これに係ります費用が110万円でございます。

続きまして、78ページの4段目でございます。「町立図書館蔵書の充実」についてでございます。住民ニーズにあった図書の提供ができますように町立図書館の蔵書の充実を図るために、平成23年度は900万円を計上いたしております。なお、平成22年度地域活性化交付金を活用し、500万円を、平成22年12月に補正予算として計上させていただいているところでございます。平成23年度への繰越を行うこととしておるところでございます。

続きまして、79ページの1段目でございます。外国人英語指導助手の配置についてでございます。中学校を中心に、小学校・幼稚園・保育園等で英語学習や英語あそびの授業などにおいて教諭等の助手として、外国人助手を配置してまいりました。新規事業ではありませんが、これまで、人材派遣業者と契約したうえ、英語助手の派遣を受けておりましたところ、次年度からは、常勤の臨時職員として採用することを考えているものでございます。

常勤職員として雇用することによりまして、学校間の調整は必要とするも

の、助手が入る授業の組み方が柔軟にできること、また、小学校の外国語活動への取り組みや、そのことにかかる担任等の相談などに対応できるようになること、課外授業などへの参加も可能となり、いろいろな場面で子どもたちが英語に接することができるようになると、こういったメリットがあるものと考えております。

次に80ページ、4段目でございます。小学校校舎の耐震補強についてでございます。平成23年度予算では、斑鳩東小学校本館、北館及び体育館について、耐震補強設計を行う予定といたしておりまして1,400万円を計上させていただいております。

次に83ページの5段目でございます。幼稚園保育室等へのエアコンの整備についてでございます。幼稚園におけます暑さ対策として、保育室、遊戯室にエアコンを整備し、体力のない幼児の健康を維持し、保育環境を改善するものでございます。3幼稚園あわせまして、14の保育室に1台ずつ、3つの遊戯室に2台ずつを設置することといたしております。予算は2,536万8千円を計上するものでございます。この財源につきましては、3分の1の国庫補助を受ける予定でございます。

続きまして、86ページの5段目でございます。「ドッジボール大会の開催」でございます。長期にわたり行われておりました「西和7カ町ドッジボール大会」が運営困難等の理由によりまして平成22年度から休止されましたが、青少年の体力向上、団体競技を通じまして団結力の養成及びスポーツへの関心を高めるために、小学生を対象としたドッジボール大会を開催するものでございます。その運営費用として10万円を計上させていただいております。

次に、87ページの1段目でございます。学校・地域連携教育支援活動の推進についてでございます。子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能、教育力の低下が指摘される中で、小学校の余裕教室などを活用して、放課後等における子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得る中で、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、平成19年度より放課後子ども教室を実施してきたところでございます。また、地域全体で学校教育を支援する組織体制を作ることにより、学校と地域との連携体制が充実され、教員が授業や生徒指導

により力を注ぐことができるようになり、教育活動以外の負担軽減によりまして、子どもと向き合う時間確保が図れ、また、学校教育の更なる充実を図ろうとする学校支援本部事業を平成20年度より実施してきているところでございます。今回、国におきまして、学校・家庭・地域連携による教育支援活動の更なる充実を図るため、放課後子ども教室及び学校支援本部事業のそれぞれの事業・活動を総合的に推進するために、これらの事業を組み合わせることを可能とするとともに、その支援として、教育活動推進事業を新たに打ち出されたところでございます。当町におきましても、平成23年度からは、放課後子ども教室とともに、学校支援本部事業を総合的に推進することで、学校・家庭・地域の連携によります効率的・効果的な教育支援活動の充実を図るものでございます。当事業に係る所要額として115万7千円を計上させていただきます。

次に、88ページでございます。1段目と3段目でございますが、小学校及び中学校における「要保護・準要保護児童・生徒の学用品費の援助」についてでございます。低所得等、準要保護世帯の児童や生徒には、従来より、就学に必要な学用品費、修学旅行費、医療費等について助成を行っているところでございますが、本年度からは、国の要保護児童生徒援助費補助金の補助対象費目に、クラブ活動費・生徒会費・PTA会費が追加され、実際には生活保護制度の教育扶助により手立てがなされているところでございます。その他の低所得世帯、いわゆる準要保護世帯についても、この状況に合わせることで、準要保護の児童・生徒の援助の項目について、それらの費目を追加することとしたものでございます。この追加による影響といたしまして、小学校では92万7千円、中学校では286万円と算定をし、その費用を計上いたしております。

次に、89ページの1段目でございます。（仮称）斑鳩の飛鳥展の開催についてであります。町制65周年事業及び小田原市との友好都市締結記念事業として、聖徳太子建立の法隆寺若草伽藍跡の出土品を中心とした飛鳥時代に関する貴重な歴史資料等の展示会を小田原市において開催するものでございます。当展示会に要する所要額として、157万5千円を計上させていただきます。

次に、2段目でございますが、友好都市スポーツ交流の推進についてでござ

ございます。友好都市との住民交流を深めるため、スポーツを通じた交流事業を実施しているところではありますが、平成23年度では(仮称)斑鳩の飛鳥展の開催と同じく、小田原市との友好都市記念事業として、マラソン大会の相互参加事業を実施するものでございます。平成24年3月11日(日)に開催されます小田原市の二宮尊徳生誕200年の記念事業のひとつとして、昭和63年度から開催され、来年度で25回目を迎える大会に参加するものでございます。当マラソン大会参加に係る所要額として37万8千円を計上させていただきます。

次に、91ページでございます。1段目の斑鳩町立青少年野外活動センター一進入路復旧工事についてでございます。平成22年7月14日早朝に発生いたしました集中豪雨により崩落した青少年野外活動センター一進入路の復旧工事を行うものでございます。当復旧工事に係る所要額として、400万円を計上いたしております。

なお、当該復旧工事の内容につきましては、青少年野外活動センター一進入路全体の安全確保のため、近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所とも十分協議を行い、崩落箇所の復旧工事、進入路から野外活動センターへの雨水流入を防ぐためのアスカーブの設置、あるいは進入路への土砂流入を防ぐための防護柵を設置するものでございます。

最後に、予算(原案)の概要の項目に記載されていないものについてでございますが、学校教育にかかるもので、まず、学校栄養士の配置についてでございます。学校栄養士につきましては、現在県の配置基準に従い、県費職員が2人配置され、それを補う形で町費により2人の栄養士を雇用しております。この4人で小・中学校5校の給食などの栄養管理等を行っているところでございます。斑鳩西小学校には、常駐していない現状にありますことから、来年度は、もうひとり、学校栄養士を雇用することとし、各学校に1人ずつ配置したいと考えているものでございます。

その他、学校の音楽会や幼稚園の合同発表会を、いかるがホールで開催することができるよう、また、小学生が共通の文化活動を行うことができるような取り組みなども始めていきたいというふうに考えているところで、そういった所要の経費を計上させていただいているところでございます。

以上、教育委員会事務局にかかります新規事業の概要でございます。

よろしく願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 15ページの地域交流館の整備についてですけれども、これまでいろいろ委員会の中でも要望させていただいてきていますけれども、来年度については4,599万1千円ということで、具体的に予算が組まれようとしていますけれども、この詳細については、図面等も含めて、どういう形で今後提示していただけるんですか。

総務部長 用地につきましては、先ほども若干触れましたけれども、用地の土地鑑定を委託いたしまして、その土地鑑定にもとづきまして、単価設定を当然していくということをごさいます、そこで交渉してまいるということをごさいます。15ページの委託料のなかには、先ほども若干触れましたが、設計業務委託も含まれておりまして、そのなかで、23年度中に、そうした建物設計業務につきましても発注をしてみたいと考えています。

木澤委員 用地については地域住民のみなさんで相談していただいて、確保していただくという趣旨で、整備をすすめていくというふうに、これまでも説明していただきましたけれども。建設にあたって、全体の計画ですね、については、具体的な金額というのは、なかなか決まらないというか、出ないでしょうけれども、今後、町長も10年間ぐらいで作っていきたいとおっしゃっていたと思うんですけれども、全体の計画について、以前の簡単な図面のついた、このへんに作りたいですよというのはいただきましたけれども、その後に取りまとめていただいて、また委員会に提示いただくというのか、そういう感じでは今、考えておられないんですか。

総務部長 第4次総合計画の10年間のあいだに4つ、こういう計画をという答弁させていただいたものでございますけれども、その用地、例えば4つ候補地が上がったとしても、その候補地の面積でありますとか、設置の位置、例えば、

市街化区域にあるのか、調整区域にあるのかにいったことについても、単価が大幅に違ってくるというふうに考えております。

ただ、今考えております法隆寺地区の交流館につきましては、用地の候補地については、地元の方々で見つけていただいて、その候補地についての金額提示等々の交渉については、行政でやっていくというものでございます。

あと、建物につきましてはですけども、平成23年度に設計業務を委託するなかで、やはりこれから、その建物自体を管理をしていっていただくのは地元の方でございますので、一定のそうした使いやすさ等々について、ご相談を申し上げながら進めてまいりたいというふうには考えております。

ただ今の現時点で、交流館の全体でいくらということについては、今の時点では難しいと考えております。

木澤委員 金額等については、やはり具体的な数字等がないと難しいかなというふうに思うんですけども、場所の選定も含めて、今後こういう計画で地域交流館を建てていきますということを、やはり、広く住民の皆さんにお知らせして、どこに作るのかということも含めて、意見をいただきながら整理をしていくべきだというふうに考えているんですけども、その周知については、どのように考えておられるのですか。

総務部長 毎年、予算の概要につきましては、議決をいただいた後ですね、広報にも載せさせていただいております。そのなかにも、この計画については新規事業でございますので、報告してまいりたいと考えております。あと、自治会連合会という組織もございます。そうした組織のなかにも、議決をいただいた後におきましてですね、こうした計画を進めていきますのでという周知をしてまいりたいと考えております。

委員長 本日は、概要説明ですので、そのあたり予算委員会でまた聞いていただくというのは、思うんですけども、そのあたりどうですか。

暫時休憩します。

( 午前11時15分 休憩 )

( 午前11時17分 再開 )

委員長 再開いたします。他に何か質問ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 78ページの中央公民館の整備のところなんですけれども、これ見ると、22年度から取り組んでいるということなんですけれども、これは以前から言ってくれていた3カ年の改修計画ということなんですかね。

教育長 3カ年、今年から、公民館改修にかかっている設計業務に取りかかっています。それをもとに、来年度から工事にかかっていくということでございます。

木澤委員 去年、補正予算も組んで設計をするということで、計画がまとまったら、ご提示いただくということでご答弁をいただいていたと思うんですけれども。

生涯学習課長 今年度、実施設計までする予定でございます。その実施設計の最終契約のほうは2月末をもってということでありますので、その後にご報告させていただきたいと思っております。

委員長 他に質疑、ご意見ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 ただ今ご報告いただいたなかで、13ページ、消防車両の更新ということで、消防車両の耐用年数は何年になっているわけなんですか。

総務課長 町が一応、更新の年次というのを考えておりますのは、ポンプ車につきましては一応15年、輸送車につきましては17年、という基準は一応持っておりますけれども、今回、3分団のポンプ車につきましては17年を経過するわけなんですけれども、これにつきましては、それほど傷んでいなかったということで、2年間延長させていただいたということでございます。

嶋田委員 そうしたら、今、3分団のことをおっしゃいましたが、1分団・2分団の関係についても、そういう傷んでなかったら17年程度で改修していく、ま

た輸送車に関しては、耐用年数17年を考慮されるけれども、まだそれより延びるという可能性もあるという考えでいいわけですか。

町長 これ、今、質問のように、弾力的に考えていきたいと。やっぱり機種等は、機械点検をされているなかで、15年あるいは17年のやつについては、弾力的にやらしていただく。今回のやつについては、第3分団、17年でございますけれども、買い替えをすると、こういうことでございます。

嶋田委員 先ほど、教育委員会の関係で、87ページ、地域ぐるみの子育て支援の充実、放課後子ども教室と学校支援本部事業を総合的に推進するということが、これは政府のほうも、そういうふうな道ができるようになったからということなんですけれども。これ、放課後子ども教室というのは、教育委員会独自の事業であって、学校支援本部事業というのは、教育的な配慮でなされていたと思うんですけれども、これを総合的にするというのは、どうされるわけなんですか。

生涯学習課長 国のほうでは、放課後子ども教室と学校支援事業のほうですね、今まで個々にやっておりました。それを総合的に、それぞれ取り組みを効果的に組み合わせることによって、地域の実情によって組み合わせればいいというふうな地域もございます。そういった所につきましては、組み合わせることも可能とする、ただ、地域の実情によって、今までどおり、事業名としては、このようになっておりますが、放課後子ども教室と学校支援本部事業について個々に行っていくというふうなことも、地域の実情によってはできるといふことでされております。

嶋田委員 日本全国的に見て、地域ごとと言うんやったら、ある程度理解できますわ。この斑鳩町において、地域ごとと言うのは、ちょっと考えにくいと思うんです。そうしたら、3小学校があって、その区域があって、そのなかでの地域ごとを考慮されるのか、それとも全部ひっくるめて考慮されるのか。また、新たに、放課後子ども教室と学校支援を合体させてやっていくのか。それとも、一応名目はこうやけれども、今まで、従来どおりの形でや

っていくのかというふうな方向性だけでもいいから、ちょっとおしえてください。

生涯学習課長 現在、当町の考え方なんですけれども、従来どおり、放課後子ども教室と学校支援のほうを分けて実施をしていきたいと考えております。

嶋田委員 わかりました、それはそれで結構です。そうしたら、これは予算的なことで合体させて予算計上されたから、こういうふうな形をとられたということによろしいんですね。

生涯学習課長 そのとおりでございます。

委員長他に、質疑・意見等ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(8)統一地方選挙の日程について、理事者の報告を求めます。乾総務課長。

総務課長 統一地方選挙の日程についてでございますけれども、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律が、平成22年12月8日に公布・施行されまして、平成23年3月から5月に任期満了が予定されております地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙の期日を統一するということとされております。

このことから奈良県知事選挙につきましては、平成23年3月24日に告示されまして、平成23年4月10日(日)に投開票が行われます。

また、奈良県議会議員選挙につきましては、平成23年4月1日に告示されまして、奈良県知事選挙と同日の平成23年4月10日(日)に投開票が行われる予定でございます。

次に、斑鳩町議会議員選挙につきましては、平成23年4月19日に告示、平成23年4月24日(日)に投開票を行う予定としております。

なお、斑鳩町議会議員選挙の立候補予定者説明会につきましては、平成23年3月17日（木）の午前10時から、役場の地下大会議室で行う予定をしております。

以上で、統一地方選挙の日程についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはありませんか。

生涯学習課長 生涯学習課のほうから1点ございます。斑鳩町民体育大会の開催についてでございます。第53回斑鳩町民体育大会の開催に向け、現在、実行委員会におきまして協議していただいておりますところでございますが、開催日及び地区説明会の日程が決定されておりますことからご報告を申し上げます。

開催日につきましては、平成23年度は、4月に統一地方選挙が予定されておりますことから、5月の第4日曜日である5月22日（日）、また地区説明会につきましては、3月12日（土）午後7時から中央公民館大ホールにおいて開催をさせていただきたいと考えております。

なお、当日のプログラム及び競技内容につきましては、おおむね昨年度と同様の内容で実行委員会において取りまとめを行っていただいておりますが、明日2月16日（水）に最終の実行委員会を開催し、決定させていただきたく、現在進めております、

各地区役員皆様方の負担の軽減、交通の利便性の向上及び子どもから高齢者まで誰もが参加できる大会となるよう、昨年以上、更に努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 去年大幅に変わって、実行委員会を開催されて、去年の大会の反省なり、

そういうふうなことがあれば、報告をしてくれという話をさしてもらっていたと思うんですけども、その反省も何もなかったわけですか。

生涯学習課長 現在、実行委員会のほうで審議願っております。それで、反省点、現在出ている状況等についてでございますが、競技時間等の短縮、あと入場行進について、各地区が負担となっておるといふような意見は聞いておるといふことで、そういったことについて、そういったことについて、入場行進の時間の短縮とか、競技全体の時間の短縮について決定すべく、最終の委員会、明日、協議し、決定される予定でございます。

嶋田委員 町民体育大会の報告していただきましたんですけどもね、本来でしたら、こうこうこういう反省があつて、来年こうしようと思つていると。ほんで、つきましては、時間的にはこうやとか、そういうふうな報告があつて然るべきで、先ほどの報告についてはちょっと・・・みたいな気は私はしておりますので、今後、気を付けていただきたいと思います。また反省点については、まあ2、3点でしたら結構ですけども、そのあと、いろいろもしか出てきたとしたら、文書でおしえていただきたいと思いますとは思っています。

委員長 他の委員の方からご質問ございませんか。

( な し )

委員長 他に理事者側から報告しておくことはありませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については、終わります。続いて、4. その他について、各委員より何か質疑・ご意見等があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 すみません、あんまり細かいことを言うつもりはないんですけども、先

ほどの地域交流館の件ですけれども。部長のほうで、周知もしていただくというふうにおっしゃっていただいておりますので、より、住民のみなさんに多くの意見をいただいて、やはり作っていくのはいいことだと思いますので、後々不満等が出ないような形で、私も、整備をしていけるのがベストだと思いますので、よくよく趣旨についても周知をしていただきたいと思いますとお願いをしておきたいと思います。

それともう1点だけ。当初予算の概要を見せていただいて気になった点があったんですけれども、30人学級の推進というところで、23年度も引き続いて、小学校の低学年と、中学校の1年生ですね、継続して30人学級をやっていただけということですから、金額が前年度より減っていますけれども、このへんのことでちょっとお聞きしたいんですけれども。

教委総務 臨時職員の人件費につきましては、その年度年度でどれくらい必要なのかという見込みを立てていくということがございます。それで、例えば、一例を申しますと、小学校でありますと、国・県の基準が35人学級、40人学級が35人学級になりました。そのことによってですね、30人学級で本来町が手立てしなければならない部分も、国のほうで手立てが行われる可能性もあるというような状況、県費の職員の状況、あと、これは30人学級だけではなくて、特別支援学級で必要な人数等々もございまして、毎年度、次の年度にはどれだけ必要なのかということを考えながら、人件費を積み上げていくということですので、そういうことで、必ずしも、年度、同じような状況でも、人件費にかかる金額というものは多少前後するということをご理解いただきたいと思います。

木澤委員 そうしましたら、町のほうから、町費として支出する分の単価を下げたということではないというふうには理解をしておきます。

教委総務 もちろん、1人あたりの単価を下げているというわけではございません。  
課長

木澤委員 ただまあ、昨年も言わしていただいたんですけれども、今、夏休み等は来ていただかないようにしているというふうにおっしゃってまして、その人

の都合によったり、その人が希望しておられるんでしたらそうですけれども、そうしますと、その方が生活していくのに本当に大変な状況があるんじゃないかなということがあるので。だからといって、何もしていないのにお金を出せと言っているわけじゃないですけれども、やはりそういったことも加味していただいて、臨時職員の方も、きちんと均等の待遇を受けられて生活をしていけるというようなことも考える中で、雇用していただきたいなというふうに思います。

教育長 30人学級で対応する者については、すべて1年間雇用となっています。ただ、特別支援等で、子どもを直接介助しなければならない、こういう指導員については、一応、夏休みというのは子どもがおりませんので、この間について休んでいただくという賃金設定にさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 他に、質疑・ご意見等ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 12月議会にお願いしておりました図書館の貸し出し、リクエストの資格に関してなんですけれども、これ、いろいろ調査していただきまして、ありがとうございます。貸出資格に関しましては、最近、最近と言ったって4、5年になります、三郷町が県内の在住の方を町在住の方にされたということで、一番記憶にあるのはそういうことなんですけれども。まあ斑鳩町の場合には、貸出に関しては、県在住とあるけれども、基本的には、ある程度ほとんどの方に貸し出されるということですね。

情報発信ということから考えますと、そういうことも仕方がないのかなと思います。ただし、リクエスト、こういう本を購入してほしいねんと、そういうことに関しましては、調べていただいた中では、近隣の図書館においては、斑鳩町だけなんです。他は全部、行政区の中での、住民からのリクエストにお応えしておられるというふうなことなんですけれども、このことに関しましてですね、町、この表見てですよ、町はどのように考えておられるのか、そこらへんをちょっとお聞きしたいと思います。

教育長 今、嶋田委員さん、おっしゃっていただきました、確かに、斑鳩町のみがそうしたリクエストに関してサービスをさしていただいているということもございまして、県下状況を見ますと、貸出は町外の人たちにも貸出されていますけれども、リクエストについては町内の方に限るというのが非常に多いわけございまして、斑鳩町としても、そういう方向でしていきたいと、検討していきたいというふうに考えています。

嶋田委員 いいか悪いかは別にしまして、また、いろいろ考えていただけたらと思います。

委員長 他に、質疑・意見等ありませんか。

( な し )

委員長 ないようでしたら、私のほうから、先ほど木澤委員がおっしゃられた地域交流館に関する事で、やっぱり、これ法隆寺地区というような、具体的な地域は、話は承っておりますが、斑鳩町町民全体のことに関わってくるのだと思いますので、進展といいますか、そういう具体化していったら、総務委員会のほうに、随時、報告していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

その他については、これをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

小城町長。

町 長

委員皆さんには早朝から大変時間をいただきまして、いろいろ3月議会の関係等について、あるいはまた、各課報告事項についていろいろと審査をいただきました。

できる限り町民のために、あるいはまた議会の皆さん方のご意見を聴取する中で23年度予算を編成してまいりました。これもひとえに職員の皆様方の本当に精一杯の努力をしながらやってきたと思っております。

そういう中でひとつ皆様方の温かいご協力、ご理解をいただいて23年度予算についてよろしくご審議の程お願いしたいと思っております。

また、最後でございますけれども、私どもの職員の住民生活部長の西本部長が2月14日から入院をいたしました。一応2月17日に胃がんの手術をするということで、一応概ね2ヶ月の診断が出ております。そういうことで、本人も悩んでおりますけれども、手術をするということで、天理よろづ病院で入院をされておりますので、そのことの報告を申し上げておきます。

本当に長時間ありがとうございました。

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

( 午前11時39分 閉会 )